

令和 7 年 4 月

結城市教育委員会定例会議事録

結城市教育委員会

令和 7 年 4 月 結城市教育委員会定例会

- 日 時 令和 7 年 4 月 2 5 日（金曜日）
- 場 所 結城市役所 4 階 大会議室 1
- 出席委員 黒田光浩教育長
中村義明委員（教育長職務代理者）
岩崎勤委員
赤木信之委員
田中昌希委員

○教育委員会事務局

教育部長 大木博
学校教育課長 福井恵一、指導課長 湯本勝洋、
生涯学習課長 斉藤高司、スポーツ振興課長 仁見剛、
給食センター所長 野村精二
学校教育課課長補佐兼小学校新設推進係長 和泉田真、
学校教育課学務係長 山口明良

1 付議案件

- （1）議案第 1 号 結城市奨学生選考審議会委員の委嘱について＜非公開＞
- （2）議案第 2 号 結城市結核対策委員会委員の委嘱について＜非公開＞
- （3）議案第 3 号 結城市文化財保護審議会委員の委嘱について＜非公開＞
- （4）議案第 4 号 結城廃寺跡保存整備委員会委員の委嘱について＜非公開＞
- （5）議案第 5 号 ゆうき図書館協議会委員の委嘱について＜非公開＞
- （6）議案第 6 号 ゆうき図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
- （7）議案第 7 号 結城市スポーツ推進審議会委員の委嘱について＜非公開＞

2 報告事項

- （1）報告第 1 号 教育長報告について
- （2）報告第 2 号 令和 7 年度教育委員会の概要について
- （3）報告第 3 号 新設小学校に関する市長メッセージについて

午後 1 時 0 0 分 開 会

事務局

それでは、定刻前ではございますけれども、おそろいになりましたので定例会のほうを始めさせていただきたいと思います。

初めに、本日の資料は、事前に配付させていただきました令和 7 年 4 月結城市教育委員会定例会の資料となっております。

加えまして、当日配付といたしまして、三者合同研修会の資料が 1 部、教育研究会の研修会の資料が 1 つ、計画訪問の日程表が 1 つ、県の教育長教育会の名簿が 1 つということで、合計 4 種類当日配付をさせていただきました。

そちら、不足等ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

事務局

続きまして、本日は 1 名の方から傍聴の申込みを受け付けておりますことをご報告させていただきます。

事務局

それでは、ただいまから定例会を始めさせていただきます。

黒田教育長より開会宣言をお願いいたします。

教育長

では、本日の出席委員は 4 名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから令和 7 年 4 月教育委員会定例会を開会いたします。

議事に入る前に、定例会の議事録署名人を指定いたします。田中委員にお願いします。よろしくお願いします。

第 1 号議案から第 5 号議案及び第 7 号議案は人事案件でございますので、非公開にいたしたいと考えております。また、本日は傍聴希望者が 1 名おりますので、議案第 1 号から第 5 号及び議案第 7 号を先に審議し、傍聴者の入室を許可した後に議案第 6 号を審議したいと考えております。ご賛同いただける方は挙手願います。

(賛成者挙手)

教育長

ありがとうございます。挙手全員。よって議案第 1 号から議案第 5 号及び第 7 号の 6 議案は非公開といたします。

また、議案第 6 号と第 7 号の順番を入れ替えて審議を進めさせていただきます。 それでは、議案第 1 号 結城市奨学生選考審議会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

◎議案第 1 号 議案第 1 号 結城市奨学生選考審議会委員の委嘱について<非公開>

<非公開部分削除>

教育長

では、お諮りさせていただきます。

議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

教育長

ありがとうございます。挙手満場。それでは、議案第 1 号については原案のとおり決定いたします。

教育長 続いて、議案第２号 結城市結核対策委員会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

◎議案第２号 議案第２号 結城市結核対策委員会委員の委嘱について＜非公開＞

＜非公開部分削除＞

教育長 では、お諮りさせていただきます。

議案第２号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

教育長 ありがとうございます。挙手満場。それでは、議案第２号については原案のとおり決定いたします。

続いて、議案第３号 結城市文化財保護審議会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

◎議案第３号 結城市文化財保護審議会委員の委嘱について＜非公開＞

＜非公開部分削除＞

教育長 では、第３号についてお諮りさせていただきます。

議案第３号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

教育長 ありがとうございます。挙手満場。それでは、議案第３号については原案のとおり決定いたします

続きまして、議案第４号 結城廃寺跡保存整備員会委員の委嘱についてでございます。事務局から説明をお願いします。

◎議案第４号 結城廃寺跡保存整備員会委員の委嘱について＜非公開＞

＜非公開部分削除＞

教育長 では、お諮りさせていただきます。

議案第４号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

教育長 ありがとうございます。挙手満場。それでは、議案第４号については原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第５号 ゆうき図書館協議会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

◎議案第５号 ゆうき図書館協議会委員の委嘱について＜非公開＞

＜非公開部分削除＞

教育長 では、お諮りさせていただきます。

議案第５号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙

手願います。

(賛成者挙手)

教育長

ありがとうございます。挙手満場。それでは、議案第5号については原案のとおり決定いたします。

先ほどお話ししましたとおり、議案第7号が人事案件でございますので、第6号ではなく、第7号を先に取り扱いたと思います。

議案第7号 結城市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

◎議案第7号 結城市スポーツ推進審議会委員の委嘱について<非公開>

<非公開部分削除>

教育長

では、第7号についてお諮りいたします。

議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

教育長

ありがとうございます。挙手満場。それでは、議案第7号については原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第6号 ゆうき図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

◎議案第6号 ゆうき図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

事務局

11ページをご覧ください。

議案第6号 ゆうき図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について、上記議案を提出する。

令和7年4月25日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

12ページをご覧ください。

ゆうき図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

ゆうき図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則。

ゆうき図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条から第6条までを次のように改める。

第2条から第6条まで削除。

第10条から第17条までを次のように改める。

第10条から第17条まで削除。

「第7章 損害の弁済等」を「第7章 損害の弁償等」に改める。

第36条の見出し中「弁済」を「弁償」に改め、同条中「き損」を「毀損」に、「弁済させる」を「弁償させる」に改める。

様式第2号中「健康保険証」を「健康保険の資格確認書」に改める。

様式第3号から様式第6号までを次のように改める。

様式第3号から様式第6号まで削除。

以上でございます。

教育長

ありがとうございました。

ご質問等ございましたらお願いします。

岩崎委員。

岩崎委員

先ほどご説明あった中で、弁済を弁償に改めると、弁済と弁償では意味合いが違うと思うんですけども、この辺をちょっとご説明いただきたいのが1つと、それから、こういうふうに変えることに当たっての何か理由がもしあるのであれば、ちょっと教えていただければと思うんですけども。

教育長

斉藤課長。

生涯学習課長

まず、この内容を改める理由についてでございますが、地方自治法の改正によりまして、指定管理についてという項目が改正になったことによりまして、図書館のほうを変えろということなんです、実際には、図書館だけではなくて、アクロスとか情報センター、かなくぼの体育館等もやっておりますが、これにつきましては、地方自治法の法律で改正をされてございます。

実は、図書館だけ法律が違いまして、図書館法によって図書館が運営されているということにして、それで教育委員会所管の改正になっているというところでございますので、そっくりなくなっているのも実際に、地方自治法に絡んでおりますので、そのほかの施設についてもこういった文言が削除されているというところになってございまして、弁済、弁償についてもここら辺が変わられているというところでございます。

岩崎委員

弁済から弁償ということになると、ちょっと感じが強く感じたので、そういう強く言わないといけないような事案でもあったのかなとちょっと思ったんですが、そういう条例の問題であれば、分かりましたので、すみません、ありがとうございます。

教育長

赤木委員。

赤木委員

この中で、第2条の指定管理者の指定の申請が全部削除されているという状況なんです、ということは、ゆうき図書館については、指定管理者制度は用いないということの捉え方でいいんですか。

それから、現在、事業団が請け負ってくれてますよね。そこらのところの絡みで、事業団がやることと、指定管理者を置くことの違いなんかが分かれば、ちょっと教えていただけますかね。

教育長

じゃ、まず部長。

教育部長

まず、指定管理者の指定についての案件が全て削られているんですが、こちらについては、定例議会、議会のほうで新設の条例がつけられました。結城市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例というもの

が3月議会で上程されて、議決されております。

ですので、先ほど斉藤課長からあったゆうき図書館や情報センターやかなくぼについても、その部分があったんですが、条例が新しくできたので、その条例に含まれる部分が全てカットされています。

続きまして、その条例に基づきまして、結城市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則というのができたんです。その部分で、斉藤課長が申し上げた第2条から第6条まで、第10条から第17条まで、要は指定管理者の部分です。その部分が削られているんです。かなくぼと情報センター部分については、図書館については、先ほど申し上げた理由で、教育委員会のほうの規則ですので、教育委員会の中でその規則を変更するといったふうな部分についてでございます。

要は、ほかの2館については、結城市の規則としてあって、結城市のほうで規則を変えるときに一気に変更ができたんですが、この図書館については、教育委員会の所管なので、そこで教育委員会の規則だから、こちらで変えるというふうな形になっております。

そういった理由ですので、別に指定管理者制度が全くなかったわけではございません。今、赤木委員がおっしゃったように、財団法人結城市文化振興スポーツ事業団が指定管理を行っていますが、こちらと言うのは、今、改正前のこの条例施行規則に基づいていろいろな書類を出していただいて、審議をして、指定管理者として指定したというような流れで今業務を行っていただいております。

赤木委員 そうすると、今までと同じような形で継続して図書館を運営されるという形なんですか。

生涯学習課長 そうですね。

赤木委員 はい、分かりました。

教育長 ほかいかがでしょうか。

 よろしいですか。

 (発言する者なし)

教育長 では、第6号についてお諮りいたします。

 議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手願います。

 (賛成者挙手)

教育長 ありがとうございます。挙手満場。それでは、議案第6号については原案のとおり決定いたします。

 では、次に報告事項となります。

 報告第1号 教育長報告について、私のほうから説明させていただきます。

◎報告第1号 教育長報告について

教育長 28ページをご覧ください。

 報告第1号 教育長報告について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和7年4月25日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

29ページをご覧ください。

レジュメに従って簡単に説明させていただきます。

まずは、結城市の学校教育について、これは、校長会、教頭会、教務主任会でも全て同じことをお話させていただきました。

基本目標、基本施策、共通確認事項ということで、そちらのほうを挙げさせていただいて、こちらのほうを学校のほうでも徹底していただきたいと指導しました。

1番です。令和7年度小中学校入学生について、4月1日現在。多少変更あるかと思うんですけども、現在のところそういうふうになっていまして、小中学校全部合わせて3,493名、昨年度が3,601名ですので108名減ということになっております。

2番です。年度始めの学校経営・運営ということで、当事者意識ということをお話させていただいて、これを今回ちょっと改めて入れさせていただきました。学力問題につきましても、健康問題に関しましても、先生方1人1人がきちんと自分の問題、自分のものとして考えてもらって、子供たちに接してもらいたい、そういう意味を込めて当事者意識の強化を指導しているところでございます。

(1)番から(4)番までありますが、そちらのほう、特に(3)の特色を生かしたCS、コミュニティ・スクールの創造ということで、このPTAの見直し、学校・地域の強み把握、旧態依然の打破ということで、例えば、PTAに関しましても、いろんな今、問題点が浮かび上がっているところです。

あとは、コミュニティ・スクールという名前で組織をつくったのはいいものの、その後どういうふうにしていくのか、城西小学校はモデルとして1年前に早くやって、後発したほかの11校と同じようなことをやっているだけでは困るということも、校長、教頭のほうには話しております。

コミュニティ・スクールとしてどういうことができるのか、何をやらなきゃいけないか、何をしなきゃいけないのかということで、そちらのほう、特色を生かしたコミュニティ・スクールの創造ということで、そういうことをお話させていただいております。

3番です。信頼される学校。こちらは、昨年と同じように健康第一ということで、先生方、あるいは児童生徒のほうに指示、徹底してくださいということでお伝えしてあります。

児童生徒を守る、教職員を守る、家族を守るということで、(1)、(2)、(3)ということでお話させていただいております。特に(3)の学校事故防止ということで、交通事故防止、児童生徒、あと職員の事故、違反が続いております、県の教育委員会のほうから、5月2日までに全部の小中学校で研修をやってくださいということで回っております。

結城市は特にそういうことは徹底しなきゃいけない市でありますので、

そちらのほうもゴールデンウィーク前に改めて指示、徹底のほうをしていきたいと考えております。

あとは、そのほか、速度違反ということで、先ほども警察のサポーターさんがいらっしゃって、県のほうでも移動オービスを増やしているというお話していました。再度徹底していきたいと思っております。

不登校対策については、そちらに書いてあるとおり、昨年度が全国最下位だったんですけれども、全体的には、そちらに書いてあるとおり全国31位と25位。

4番です。各種行事について。そちらに書いてあるとおりでございます。特に4番の茨城県市町村教育委員会連合会総会というのは、去年は古河市が担当だったんで、三和の地域交流センターで近かったんですけれども、今回は、水戸総合研究所の中でやるということで、ちょうどそのとき定例教育委員会が入っておりますので、後で事務局のほうからお話あるかと思います。

私のほうもそのときに小山市との情報交換会が午後から入っておりますので、水戸のほうには行けないということになっております。

そちらに書いてはいないんですけれども、後で事務局のほうから説明あると思うんですけれども、まず来週4月30日水曜日に、校長、教頭、教務主任三者合同の研修会が行なわれます。そちらのほうもぜひ教育委員の皆さん、お時間がありましたらご参加いただければということで、よろしくをお願いします。

もう一つ書いていないんですけれども、次の日、5月1日木曜日に、渋渋、渋幕の元理事長だった田村哲夫先生がいらっしゃって、教育研究会総会なんですけれども、その中の1時間を取っていただいてご講話をいただく、自調自考の考えということ。特に、今は自調自考という考え方が本当に全国的に広がっているということで、そちらのほうをぜひ結城市の先生方にも聞いていただきたいということで、あえて呼びさせていただきます。後でまた説明があるとは思いますが。

市P連総会が5月10日、11時とありますけれども、講演会が10時からになっております。申し訳ございません。10時からになっております。講師の方がモラロジー研究所の先生がいらっしゃるということです。

2番の令和8年度教員採用試験、5月11日、もうすぐです。11日で6月13日発表、二次試験が7月12、13ということになっております。

私のほうからは以上です。

何かご質問等ございましたらお願いします。

岩崎委員。

岩崎委員

2番の(3)のところの括弧の中で、PTAの見直しというところで、教育長、先ほどいろいろ問題があつてとおっしゃられたんですけれども、以前とはPTAの運営の問題というか、そういう部分も変わっていると思うんですけれども、今の傾向というのは、何か問題点の傾向というのはあ

るんでしょうか。

教育長

私、当事者じゃないので、いろいろと新聞とかほかの書籍を見て感じることは、日P、全国組織が一番あって、そこから関東、県、市、単Pになっているんですけども、そのピラミッド構造が崩れつつあるということは事実ですよ。もう日Pから全て、もう離れて、実際もう日Pには入りませんというところもありますし、県Pにも入りませんというところもあるんです。

実際に茨城県でも、県西地区は、女性ネットワーク。それはもう入らないということになっていて、そういうところからどんどんやらなくていいものはやらなくていいような感じになっているのかなと。

やがては、本当にスモールP T Aじゃないですけども、全国規模のそれが本当に要るのかどうか、とにかく単P、あるいは市のほうでやっていきましょうというふうにかじを切っちゃっているところがたくさんありますし、P T A自体をなくそうという動きもあるんです。

なので、今回、各学校に言ったのは、一言つけてくれと。このP T Aについて、ご不明な点ありましたら学校に連絡してください。

これからP T Aの在り方について、やっぱり検討しなきゃいけないなということを感じています。

岩崎委員

ありがとうございます。

今後、結城市も、校長会とかそういうところからそういう意見があった場合には、いろいろと方向性というのを考えていく予定ではあるんでしょうか。

教育長

私がそうですとは言えないですけども、市P連の会長にお願いしたのは、議論してもらいたい。まず、市P連で議論して、単Pとしてどうするのかということを、できれば、結城市は結城市でまとまってそういうことを、もしなくすんだったらなくしてもやってもらいたいというようなことはお話しています。

岩崎委員

分かりました。ありがとうございます。

教育長

ほかいかがでしょうか。

赤木委員。

赤木委員

やっぱり同じ大きな2の当事者意識の部分なんですけど、その中の(2)で、A B C理論に基づいた教職員の育成ということで、A B C理論というのは、結局何か起きた場合に、それをどう捉えるかによって結果が変わってくるという考え方なんでしょうけれども、これについて、何か市としては、教職員を対象とした何か研修なり、勉強会なりなんかをやる予定というか、そういう計画なんかはあるんでしょうか。

教育長

申し訳ございません。A B C理論は、私がつけた理論で、私ではないんですけども、先生方には、去年の教育研究会総会でもお話したんですけども、A B C理論というのは、非常に難しいんだよということを言って、よく聞いていてねということでお話したんですよ。

当たり前のことをちゃんとやれということです。すみません。ただそれだけなんです。それは、凡事徹底と同じで、物すごく大事だなと思って、先生方にはそういうことを言わせていただきました。

特別何かをやるというんではないんですけれども、ぜひ今までの話合い、教育研究会の話合いでも、教育推進委員会でも、それを大事にしてもらいたい。今度の田村先生、せっかく東京から来ていただくんだから、それを自分のこととして学校で生かしてもらいたいという、そういう気持ちはあります。

いろんなことをどんどん継ぎ足していくんじゃなくて、今までやってきたことを充実させてもらいたいなということを考えています。

赤木委員

よく分かりました。当たり前のことをちゃんとやる。とってもいい理論、結城理論じゃないかなと。

社会で言っているＡＢＣ理論とは、ちょっと別なんですね。

はい、分かりました。ありがとうございます。

教育長

ほかいかがでしょうか。

(発言する者なし)

教育長

じゃ、よろしいですか。

あと、また説明とかあると思いますので、お願いしたいと思います。

では、報告第１号については終了させていただきます。

教育長

続きまして、報告第２号 教育委員会の概要について、事務局から説明をお願いします。

◎報告第２号

事務局

令和７年度教育委員会の概要について

それでは、３０ページをご覧ください。

報告第２号 令和７年度教育委員会の概要について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和７年４月２５日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

それでは、別冊で配付させていただいております令和７年度教育委員会の概要をご覧ください。

めくっていただいて、１ページ目が本市の構成となっております。

こちらの概要につきましては、例年作成し、お配りさせていただいておりますので、本日は、昨年度と異なる点やポイントとなる点を中心に簡単に説明させていただきたいと思います。

まず、私のほうから教育委員会全体の概要と学校教育課の概要を説明させていただきます。その後、各課の概要については、各担当課長から説明をさせていただきます。

それでは、２ページをご覧ください。

こちら、教育委員会制度の概要でございます。

１、教育委員会の設置、２、教育委員会の組織イメージということで、

概要を示させていただいております。

続きまして、3ページをご覧ください。

こちらは、教育委員会制度について記載をさせていただいております。

(1) 教育委員会制度の意義、(2) 教育長・教育委員として、それぞれの役割等を記載させていただいております。

4ページに進ませていただきます。

教育委員会の所管事務ということで、各課の大きな所管内容についてこちらに記載をさせていただいております。

続く5番といたしまして、教育委員会の長との関係、こちらにつきましては、委員会とそれぞれの長の関係についてお示しさせていただいております。

5ページをご覧ください。

こちら、令和7年4月1日現在の結城市教育委員会の組織体制となっております。教育委員会といたしまして、教育長はじめ職務代理者、そして、教育委員の皆様の下に事務局として会計年度任用職員等を含めまして121人の職員で構成をしております。

続きまして、6ページ目からが事務分掌となります。

6ページ目は学校教育課の事務について、7ページにつきましては給食センター、指導課、8ページには生涯学習課、スポーツ振興課の事務分掌をそれぞれ記載させていただいております。

続きまして、9ページをご覧ください。

こちらは、第6次結城市総合計画にも位置づけさせていただいております。結城市の教育大綱についてでございます。こちらにつきましても変更はございません。

続きまして、10ページでございます。

教育費の予算についてでございます。

令和7年度の教育費の予算の状況、歳出についてでございますが、結城市の一般会計の予算の総額が約208億円でございます。対しまして、教育費につきましては、約36億円の予算ということで計上されてございます。

令和6年度が、教育費が約33億円ございましたので、10%程度の増加という形となっております。

続きまして、11ページをご覧ください。

ここからが各課の概要となっております。

初めに、学校教育課の概要を説明させていただきます。

1番といたしまして、現状と課題でございますが、人口減少、そして児童生徒の減少が続く中、ソフト面の課題といたしましては、GIGAスクール構想の推進、コミュニティ・スクールの発展などソフト面の課題がございます。

また、施設面、ハード面につきましては、新設小学校や小学校の学区の

見直し、学校再編、そして、現在使用している施設につきましては、老朽化の改修、新たな課題といたしましては、体育館への空調整備、こういったものが課題として挙げられる状況でございます。

その課題を解決するための基本的な考え方といたしまして、(1)学校教育の実践、(2)安心して学べる学校づくりの推進ということで進めさせていただいております。

12ページをご覧ください。

3、施策の内容につきましては、先ほどの基本的な考え方の詳細をお示しさせていただいております。

そして、4番、事務事業の内容、こちらが学校教育課の令和7年度の主な事業となっております。

初めに、入学祝品支給事業、こちらは、これまでと同様に新たに小学校に入学される児童にランドセルを支給させていただく事業でございます。令和8年度につきましては、予備を含めましておおむね295個のランドセルを購入させていただく予定でございます。

その下、小中学校適正配置等推進事業です。こちらは、新設校の開校を契機に、教育のソフト面を充実させるためにいろいろな協議を行っていく内容でございます。

なお、ハード面につきましては、令和7年度の予算について引き続き検討させていただきたいというふうに考えてございます。

その下、奨学金貸付事業でございます。こちらは、大学等に進学される方へ奨学金を支給させていただく事業でございます。一定の要件を満たされた方につきましては、返還金免除の規定なんかも用意させていただいております。

13ページをご覧ください。上から3つ目、水泳学習指導民間委託事業です。こちらが昨年度と同様になるんですけども、小学校におきましては、結城西小、絹川小、城西小学校、中学校では結城南中学校が民間スイミングスクールを活用した水泳授業を実施させていただきます。

上山川小学校と山川小学校、江川北小学校と江川南小学校につきましては、学校のプールを使用して共同での水泳学習を行ってまいります。

13ページの一番下の小中学校ICT整備推進事業についてでございます。こちら、令和2年度に導入いたしましたタブレット端末が更新の時期を迎えますので、令和8年4月からの使用開始を目指しまして、令和7年度中に更新作業を行ってまいります。

続きまして、14ページをご覧ください。

初めに、小学校の施設整備事業でございます。令和7年当初で予定しておりますのは、結城小学校の防火シャッターの改修、江川北小学校の放整備の改修、結城小学校の空調設備、こちらの改修工事を行う予定でございます。

中学校の施設整備につきましては、結城南中学校の音楽室などの天井改

修、結城中学校の空調設備事業、こういったものを予定させていただいております。

学校教育課につきましては以上でございます。

給食センター所長

給食センターでございます。

資料の15ページをご覧ください。

給食センターの概要で、1番、現状と課題でございます。

(1) 食に関する指導の推進につきましては、近年、子供たちの食に関する健康課題の増加により、食に関する指導、食育の重要性が高まっております。

食育につきましては、将来にわたって健全な食生活を実現することで、心身の健康増進と豊かな人間形成のために推進しなければならないと、食育基本法の中でも定められております。

学校給食は、その生きた教材として栄養バランスはもちろん、そのほか食の大切さについて学んでいくとともに、食材の流通や調理関係者に対する感謝の気持ちを養うことも大切なものとして担っております。

2番目としまして、食材の安全性確保と地元食材の利用促進ということですが、地産地消の取組を推進し、安全・安心かつ新鮮で安価な野菜等の食材を安定的に購入できる体制を整備していく必要があります。また、近年は、流通量もまだ少ない状況ではございますが、有機食材の給食への活用も推進してまいりたいと考えております。

3番、学校給食センターの運営管理の充実としまして、センターは、建設から17年以上が経過しまして、施設設備の老朽化が進んでおります。給食の安定供給のために、施設設備等の計画的な修繕が必要となっております。

4番目です。給食費の未納金対策。こちらにつきましては、給食費は令和4年度から保護者の口座から市の口座へと直接口座振替を行っておりますが、未納金が生じないように口座振替についての周知徹底及び訪問等を行い、初期の対応に努めております。

2番目、基本的な考え方でございますが、1番目の食に関する指導の推進につきましては、学校給食は、栄養バランスはもちろん、地産地消や行事食の実施など魅力ある学校給食を提供することに努めます。また、給食時の指導の資料の提供や栄養教諭を中心とした食に関する指導の充実も図ってまいります。

次のページ、16ページでございますが、(2)番、給食食材の安全性の確保と地元食材の利用につきましては、学校給食衛生管理の基準によりまして、衛生と安全の確保を最優先とし、食材の高い安全性を確保するための努力と、結城市産及び茨城県産の野菜等、食材の安定確保に努めます。

(3)番、学校給食センターの運営管理の充実につきましては、センターの施設を十分に活用しまして、効率的な調理を実施し、また、センターの運営に当たりましては、調理及び配送の業務につきましては民間に委託

し、献立の作成や物資の購入、施設の維持管理は直接市が行うということで、衛生管理は万全を注意しながら、安全・安心な安定供給を図るとともに、運営経費の削減に努めてまいります。

(4) 番、未納金の対策でございますが、こちらも結城市の学校給食費滞納整理等事務処理要項に従いまして、督促・催告書の発送、納付相談によりまして納付者の納付勧奨を行いまして、未納金の削減に努めていきたいと思っております。

3 番、施策の内容でございますが、こちらは、地域への愛着と誇り、「生きる力」を育む教育環境づくりとしまして、学校教育の実践における食育の推進、そして、安心して学べる学校づくりの推進について実施したいと考えます。

4 番、事業の内容でございますが、調理業務、配送業務の民間委託、そして、衛生管理の徹底、検査等の充実、それから、給食用の備品等の更新、そして、施設設備の改修及び更新、今年度は、全館照明器具をLED化する予定となっております。

それから、給食を生かした食育の推進、こちらも例年どおり夏休みを利用しました体験イベント、給食センターしらべ隊を実施したいと思っております。そして、セレクトデザート給食の実施など今年度予定しています。

以上、給食センターでは、子供たちに食の大切さについて伝えていくと同時に、食は楽しむものであるということも伝えていきたいというふうに考えていますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

指導課長

指導課でございます。資料の17ページをご覧ください。

1 番の現状と課題につきましては、後でお読みいただければと思います。

続きまして、2 番の基本目標のところについてでございますが、具体的に進めている内容につきましては、まず2の(1)一人一人の豊かな学びの実現に向けた教育の推進ということで、その中で、二重丸にしてあるところ、探究的な学びの充実ということで書いてありますが、特に小中一貫教育のさらなる充実ということで、9か年の連続した学び、小中一貫の学びは大切だということで、結城中学校区、東中学校区、南中学校区独自で進めていくということで、今やっているところでございます。

18 ページです。

18 ページの1つ目の丸ぼちで、主体的・対話的で深い学びを実現する「結城スタイル」ということで、これは、結城スタイルという授業スタイルが結城市にあります。今年度もこの後、計画訪問のほうで、今、委員さん方々にも授業のほうを見ていただく機会があると思うんですが、若手もベテランも同じスタイルで授業をしていくと。誰先生が担任になっても同じ授業ができると、そういうのを目指して今指導しているところでございます。

②豊かな心を育む教育の推進でございますが、その中の黒ぼちの2つ目、

3つ目、道徳科、学級活動を通した豊かな心の育成、心の耕しを進めていきたいと考えているところでございます。

続きまして、③健やかな体を育む教育の推進については、一番下の黒丸、危険予測・危険回避能力の育成を目指した安全教育ということで、先ほど教育長からもあったんですけれども、先生方、子供たちを含めて指導しているところなんですけれども、特に子供たちについては、よくこれも言うんですけれども、大丈夫大丈夫問題と言って、大人が事故でぶつけた後に、大丈夫と言われちゃうと、子供が大丈夫と言っちゃうんです。それがなかなか、そういう案件が結構多いということもあって、それを指導しているところです。

あとは、青信号でもちゃんと左と右を確認すると。そういう事故が多発しているところでございますので、指導しているところでございます。

続きまして、(2) 自立と社会参加に向けた特別支援教育の推進ということで、その2番に書いてあります豊かな人間性を育むための交流及び共同学習ということで、交流の面につきましては、これは特別支援の観点ではないんですが、今年度6月19日に南中学校区が合同宿泊学習を実施する予定になっております。そこで、5つの小学校が合同で宿泊学習を共にし、様々な体験活動、キャンプファイヤー等も実施するという予定になっているところでございます。

続きまして、(3) 番、創意工夫を生かした特色ある教育活動の推進ということで、そちらに書かせていただきました。コミュニティ・スクールの活用、先ほど、これも教育長から話あったと思うんですが、どうしても城西小学校が先駆的にやっていたということで、同じようにやっていけばいいんじゃないかという流れになりつつもあるところもあるんですが、特に学校の特色を生かした、独自性を生かした、城西小がやっていないことをやってみたらどうだということで、教育長からも、かなり校長先生方にもアドバイスいただいているところでございますので、こちらも推進してまいりたいと思っています。

外国語活動につきましては、そちらに書いてあるとおりです。

19ページをご覧ください。

小中をつなぐCAN-DOリスト及び英語パスポート、今日持ってきたんですが、結城市独自で、英語だけに特化したパスポートを作成しました。このパスポートというのは、自分がどこまで英語の学習ができているのかというのを客観的に把握するものです。どうしても学年で輪切りになっちゃうと、自分が英語どこまでできたのか、できないところに、急に難しいことを言われても難しいということもあるので、それを客観的に把握するというので、今年度から採用するところでございます。

あとはEnglish Campであったり、海外の小中学校とのオンラインということで進めているところです。

続きまして、3番目、ICT・プログラミング教育の推進ということで、

そこに書いてあるとおり、テキスト型プログラミング学習というのを結城市は推進しておりまして、テキスト型プログラミングのテキストを市独自で作成しまして、その学年ごとにプログラミングを学習するというところで、今年度から進めているところでございます。

これは、結城市の、今、一番売りにしている学習ですので、この辺あたりは、どんどんアピールしていった進めていきたいというふうに考えているところでございます。

あとは、教職員のパフォーマンス向上のための働き方改革ということで、こちら月45時間以内ということで、今、指導しているところでございますが、業務の削減、様々な部分で各学校で工夫してやってくれているところもありますので、教育委員会といたしましても、バックアップをしていきたいと考えているところでございます。

4番です。安心して学べる環境の保障ということで、こちら、委員さん方もご存知のとおり、フレンド「ゆうの木」の南が開設して今年で2年目になります。軌道に乗ってまいりました。様々な部分での整備事業も進んでいるところでございますので、今年度、南のゆうの木のほうも活用しつつ、南の地区の子供だけではなくて、北、南隔たりなく、どちらの施設も使っていけるような手だてのほうを考えていきたいというふうに思っているところでございます。

3番の施策の内容につきましては、お読みいただければと思います。

最後の4番の事務事業の内容ということで、変更になった部分だけお知らせしたいと思います。

まず、児童生徒自立支援事業につきましては、先ほどお話をさせていただいたとおり、南のほうが本格稼働になりましたので、指導員を1名増員したところでございます。

外国語指導助手派遣事業につきましては、今年度、令和7年度から7、8、9の3年間の委託事業で進めているところです。今年度から小学校3年生からALTの職員と英語の授業を行うということで進めているところです。

3つ目の小学校英語活動については、そのALTのほうにかなりお金とか、予算のほうを費やした分、1、2年生の小学校英語活動だけを日本人の英語に特化している職員が行うということになりました。

早口になって申し訳ございません。以上でございます。よろしく申し上げます。

生涯学習課長

それでは、生涯学習課の概要について説明いたします。

22ページをご覧ください。

まず、1、現状と課題につきましては、社会が大きな転換点を迎える中であって、市民一人一人が生涯を通じて自発的に学習を続け、主体的に行動することが求められており、生涯学習の重要性は一層高まっております。

また、子供たちを取り巻く環境も大きく変化する状況であり、家庭や地

域がその教育力を高めていくことが重要であります。

各施設の現状につきましては、目的に合った活用を図っています。また、市民文化センターアクロスにつきましては、施設や設備の老朽化が進んでいるため、令和7年度から施設を閉館し、現在改修工事を実施しているところでございます。

外から見ると、囲いしてあって、現場の事務所があるという感じなんですけれども、中については着々と進んでおりまして、今のところ予定どおり進んでいるという形になってございます。

続きまして、2、基本的な考え方につきましては、列記されております5つの施策がございまして、23ページのとおり、この施策に基づいた内容が、3、施策の内容に記載してございます。

その施策を生涯学習課の事務分担に従いまして、事務事業に落とし込んだものが24ページからの4、事務事業の内容になってございます。

当生涯学習課は、5ページの組織図にありますように、生涯学習係、文化係、公民館係の3係で構成をされてございます。

生涯学習係につきましては、24ページからはたちのつどい開催事業から25ページまでの市民情報センター・ゆうき図書館管理運営事業がございまして、その中で、はたちのつどい開催事業についてでございますが、先ほども言いましたが、アクロスが改修工事をされてございますので、今年度につきましては、今のところかなくぼ体育館を予定してございます。

続きまして、25ページの青少年教育推進事業の⑤の友好都市交流事業でございますが、今年度も同様に7月が結城市になってございまして、8月に福井市で実施することになってございます。

続きまして、26ページ、こちらが文化係でやっている事業になってございまして、主なものにつきましては、2番目の結城廃寺整備事業と、先ほど言いましたが、アクロスのほうの改修工事を今現在やっているところでございます。

続きまして、27ページになります。こちら公民館係でやっている事業でございまして、市民講座開催の事業を全部で21講座やってございます。

以上でございます。

スポーツ振興課長 続きまして、スポーツ振興課の概要でございます。

28ページをご覧ください。

まず、現状と課題でございますが、一番下の(3)中学校部活動地域展開ということで、結城市立中学校における部活動を段階的に地域展開することによって、多様で持続可能なスポーツ環境を整える必要がありますということで、今回からこちらを追記させていただいております。

続きまして、29ページの2、基本的な考え方、こちらにつきましても(3)で中学校部活動地域展開ということで追記をさせていただいております。

続いて、30ページの事務事業の内容でございますが、中ほどの中学校

各種球技大会開催事業、こちらにつきまして、令和 7 年度までは市主催で行ってきたところなんですけれども、令和 7 年度からはスポーツ協会が主催で、市は共催というようなことで開催をする予定となっております。

続いて、31 ページ、鹿窪運動公園施設管理運営事業、こちらは令和 7 年度まで事業団のほうで指定管理ということで指定管理しているわけなんですけれども、事業団に対する基本方針に基づきまして、令和 8 年度から管理運営については民間事業者指定管理する方向で、現在進めているところでございます。

スポーツ振興課は以上でございます。

事務局
教育長

以上で報告終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

では、報告第 3 号についてお願いします。

◎報告第 3 号

事務局

新設小学校に関する市長メッセージについて

それでは、資料の 31 ページになります。

報告第 3 号 新設小学校に関する市長メッセージについて。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和 7 年 4 月 25 日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

資料につきましては、あらかじめ配付させていただきました A3 の 2 つ折りの資料になります。

こちらの資料は、3 月市議会定例会において、新設小学校建設に関する予算を削除する修正予算案が議決されたことに伴い、保護者向けに発出した文書になります。

4 月 18 日開催の中学校 PTA 総会や、本日 25 日開催の小学校 PTA 総会において、本資料と共に市長のビデオメッセージをご視聴いただく予定となっております。

そのほか、保育所の保護者集会や各種団体の総会等において、市長メッセージを配付し、現状と今後の方向性についてお知らせをする予定でございます。

教育委員会といたしましては、市長のメッセージにありますとおり、5 校の統合や新設小学校設置の方針は変更せず、児童生徒や保護者、地域の方、市議会議員の皆様のご理解、ご協力をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

報告は以上になります。

教育長

ありがとうございました。

報告 3 まで終了させていただきました。

報告 2 及び報告 3 について、ご質問等ございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長

部長、報告 3 について、何かあったらお願いします。

教育部長

結城南中学校区の新設校の今後についてでございますが、ここにも掲げ

てありますとおり、一番最後の部分、市長のメッセージとして新設小学校の建設事業は、現時点で実施することが最善であり、先送りできない最優先の事業と考えておりますので、引き続き、児童生徒、保護者、地域の方々及び市議会議員の皆様のご賛同をいただけるよう、設計内容の精査、修正等を含め検討を行ってどうにか南の地区の、今現在、各学年1クラス、クラス替えができないというふうな環境から、よりよい環境整備を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

教育長

ありがとうございました。

報告第3号についてはこれで終了させていただきます。そのほかについて何かございましたらお願いします。

事務局

事務局から、今後の予定についてご説明させていただきます。

5月の定例会ですが、5月23日金曜日を予定させていただきます。この日ですが、午後、県の教委連の総会、講演会があるのと、教育長におかれましては、小山市との会議がございますので、午後の会議なんですけれども、午前中に開催をさせていただきたいと思います。

9時半からおおむね11時頃までの会議とさせていただきまして、教育委員の皆様につきましては、教委連の総会のほうに皆様ご出席いただけるというふうにご回答いただいておりますので、水戸のほうまでご移動いただきたいと思いますので、5月23日につきましては、お時間のほうお間違えないようお願いいたします。

6月につきましては、6月25日の1時半から開催を予定してございますので、日程調整のほどよろしくをお願いいたします。

学校教育課からは以上でございます。

教育長

湯本課長。

指導課長

すみません。私のほうから3点ご連絡させていただきます。

まず、1点目です。委員の皆様の机上に配付させていただきました4月30日に実施いたします校長、副校長、教頭、教務主任合同研修会の資料を配付させていただきました。

これは4月22日にやる予定だったんですけれども、ちょっと日程の変更がありまして、30日に変更となりました。今年度も一番年度最初に、各学校の教頭のほうからグランドデザインということで、1年間の学校の所信表明的な形での発表会になると思います。そちらのほうで各学校の発表を聞いていただきまして、その後、各委員様からご指導のほうをお願いできればということで、お願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

2つ目です。こちら資料を置かせていただきました。令和7年度結城市教育研究集会研修会ということで、先ほど教育長のほうからお話がありました5月1日の日に渋谷教育学園の理事長、学園長の田村哲夫先生によります教育講演会を実施する予定になっております。

こちらの資料なんですけど、5月1日に、市の研究総会の後にこちらの講演会を実施する予定になっております。講演会のほうが、結城中学校のほ

うで2時半から3時半の1時間ということで、講演会を実施する予定でございますので、もしお時間がありましたら、ぜひご参会のほうをよろしくお願いしたいと思います。

先ほど教育長のからあったように、自調自考ということで、自分で調べて自分で考えるということで、こちら渋谷教育学園、そこに、裏に資料のほうを載せさせてもらったんですが、渋幕・渋々ということで、今年渋谷学園幕張は、東大75人、渋々は50人ということで、かなり教育実績を残されている理事長の講演でございます。

これが、市内の先生方全部に聞いていただいて、今後の教育活動の参考にしていただければということで実施する予定になっておりますので、よろしくお願いいたします。

3点目です。こちら机の上に置かせていただきましたが、計画訪問、今年度も5月下旬を皮切りに実施したいということで進めてきたいと思えます。今年度も委員の皆様方のほうに参加していただきまして、ご指導のほうよろしくお願いいたします。

12校の予定を配付させていただきました。可能な限り参加できる学校についてはお願いしたいと思うんですが、教育委員さんにおかれましては、1校2名までということで限定させていただくのと、あとは今年度からは給食の会食はしないということで、午前中に授業参観をして、午後に指導の時間を取るということで進めていきたいというふうに思っているところでございます。

今後、各委員様方個々に、私のほうで連絡を取らせていただきまして、来ていただく日程等の調整をさせていただきたいと思えますので、その節はよろしくお願いしたいと思います。

私のほうからは以上です。

教育長

そのほかありますか。

(発言する者なし)

教育長

では、以上で教育委員会4月定例会を終了いたします。

午後3時00分 閉 会

上議事録は事実と相違するところがないことを認め、下に署名する。

結城市教育委員会教育長

結城市教育委員会委員